

聖籠町企業立地促進条例施行規則をここに公布する。

令和2年10月14日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第25号

聖籠町企業立地促進条例施行規則

聖籠町企業立地促進条例施行規則（平成27年聖籠町規則第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、聖籠町企業立地促進条例（平成27年聖籠町条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（企業の特例）

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合で、企業のいずれもが条例第4条各号に掲げる業種に属する事業を営むときは、共同して条例第2条第3号に規定する企業の立地（以下「企業の立地」という。）を行う企業を条例第2条第2号に規定する単一の企業とみなす。

（1） 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（以下「親会社等」という。）と同条第3号の2に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）が、共同して企業の立地を行う場合

（2） 親会社等を同じくする2以上の子会社等が、共同して企業の立地を行う場合

（投下固定資産からの除外）

第3条 前条の規定により同一の企業による企業の立地とみなした場合、条例第2条第8号に規定する投下固定資産から、当該者間の取引その他これに準ずる取引により取得したものを除くものとする。

（投下固定資産額の算定）

第4条 条例第5条第1項各号に規定する投下固定資産額には、投下固定資産に係る消費税及び地方消費税等の額を含めないものとする。

(奨励企業の指定の申請)

第5条 条例第6条第1項に規定する申請は、条例第5条に規定する奨励措置の要件を満たした日の翌日から起算して90日以内に、奨励企業指定申請書(第1号様式)に事業概要書(第2号様式)、新規常用雇用者確認書(第3号様式)及び関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(奨励企業の指定の通知)

第6条 条例第6条第3項に規定する通知は、奨励企業指定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(奨励金の交付申請)

第7条 条例第9条第1項に規定する奨励金の交付申請は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 立地奨励金 条例第7条第1項に規定する交付年度の5月1日から6月30日までの間に、立地奨励金交付申請書(第5号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(2) 雇用奨励金 町長が別に定める期限までに、雇用奨励金交付申請書(第6号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付可否の通知)

第8条 条例第9条第3項に規定する通知は、奨励金交付決定通知書(第7号様式)又は奨励金不交付決定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(奨励金の交付請求)

第9条 条例第9条第3項の規定による奨励金の交付決定通知を受けた奨励企業が、当該奨励金の交付を請求しようとするときは、交付決定の日の翌日から起算して30日以内に奨励金交付請求書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。

(地位承継の申請等)

第10条 条例第10条第3項に規定する地位の承継の申請は、事業を承継した日の翌日から起算して90日以内に奨励企業地位承継承認申請書(第10号様式)に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、承認又は不承認の決定を行い、奨励企業地位承継承認・不承認通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（指定の取消し）

第11条 条例第11条第1項に規定する指定の取消しは、奨励企業指定取消通知書（第12号様式）により行うものとする。

2 条例第11条第2項に規定する返還命令は、奨励金返還命令通知書（第13号様式）により行うものとする。

（交付の停止）

第12条 条例第12条に規定する奨励金の全部又は一部の交付の停止は、奨励金交付停止通知書（第14号様式）により行うものとする。

（報告の義務）

第13条 奨励企業は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに当該各号に定める報告書により町長に報告しなければならない。

（1） 事業を廃止し、又は休止したとき 事業廃止・休止報告書（第15号様式）

（2） 事業を再開したとき 事業再開報告書（第16号様式）

（3） 指定の内容に変更が生じたとき 指定内容変更報告書（第17号様式）

（その他必要な事項）

第14条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の聖籠町企業立地促進条例施行規則の規定は、令和2年9月11日以後に奨励企業の指定を受ける者について適用し、同日前までに奨励企業の指定を受けた者については、なお従前の例による。